

○総務省告示第一号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第五条第一項の規定に基づき、調査票の様式を定めたので、同条第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第五百七十一号（家計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月七日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

様式第1号

秘
 基礎統計
 調査

〈家計調査〉

家計簿

 二人以上の世帯用

政府統計

令和 年 月 期分
 1期 1日～15日
 2期 16日～月末

世帯区分	勤労	無職	勤・無 以外
------	----	----	-----------

市町村番号	
-------	--

単位区 符号	
-----------	--

調査世帯 番号	
------------	--

一連世帯 番号	
------------	--

記入開始の 月数	か月目
-------------	-----

世帯 人員	人
就業 人員	人

*この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計統計調査です。記入内容は、厳重に保護されますので、ありのままをご記入ください。

総務省統計局

[略]

改正前

様式第1号

秘
 基礎統計
 調査

〈家計調査〉

家計簿

 二人以上の世帯用

政府統計

平成 年 月 期分
 1期 1日～15日
 2期 16日～月末

世帯区分	勤労	無職	勤・無 以外
------	----	----	-----------

市町村番号	
-------	--

単位区 符号	
-----------	--

調査世帯 番号	
------------	--

一連世帯 番号	
------------	--

記入開始の 月数	か月目
-------------	-----

世帯 人員	人
就業 人員	人

*この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計統計調査です。記入内容は、厳重に保護されますので、ありのままをご記入ください。

総務省統計局

[同左]

秘

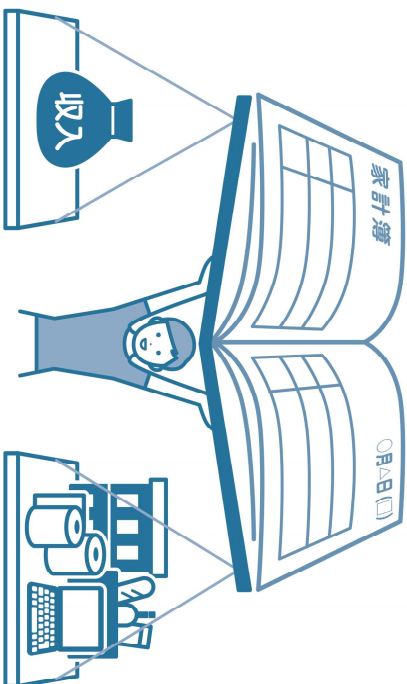
基幹統計
調査

家計簿

〈家計調査〉

単身世帯用

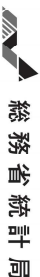
政府統計



令和 年 月 期分 [1期 1日～15日
2期 16日～月末]

世帯区分	市町村番号	単位区 符号	一連世帯 番号
勤労 無職 勤・無 以外			
			記入開始月の 月数 か月目

★この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。記入内容は、厳重に保護されますので、ありのままをご記入ください。



総務省統計局

[略]

秘

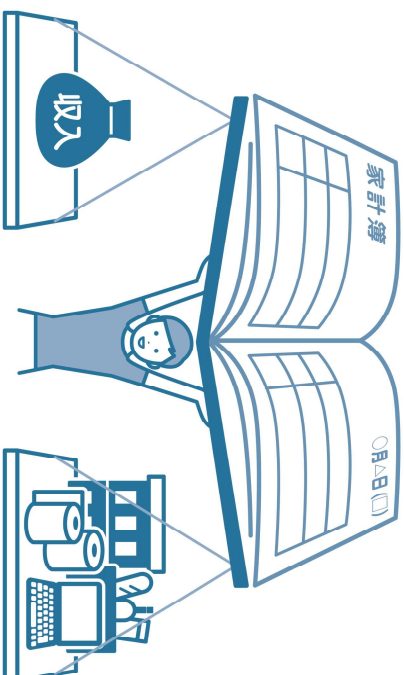
基幹統計
調査

家計簿

〈家計調査〉

単身世帯用

政府統計



平成 年 月 期分 [1期 1日～15日
2期 16日～月末]

世帯区分	市町村番号	単位区 符号	一連世帯 番号
勤労 無職 勤・無 以外			
			記入開始月の 月数 か月目

★この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。記入内容は、厳重に保護されますので、ありのままをご記入ください。



総務省統計局

[同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第5号

家計調査 世帯票

基幹統計調査 総務省統計局

Form 1: Household Survey Form. Includes sections for household type (1-2), labor status (1-3), address (住所), and detailed household information (17-23). Contains a table for household members with columns for name, sex, age, and employment status.

※臨時交替の場合に前調査世帯について記入します。
調査世帯番号 一連世帯番号 世帯主氏名 記入終了月日 交替の理由
(注)坪を㎡に換算する場合は3.3倍する。

家計調査 世帯票

基幹統計調査 総務省統計局

Form 2: Household Survey Form. Identical to Form 1, containing sections for household type, labor status, address, and detailed household information.

※臨時交替の場合に前調査世帯について記入します。
調査世帯番号 一連世帯番号 世帯主氏名 記入終了月日 交替の理由
(注)坪を㎡に換算する場合は3.3倍する。

様式第5号

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。